

No. 1
分野:産業振興
区分:権限移譲

新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限を都道府県に移譲

求める措置
経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。

このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

こうしたことから、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限（中小企業の新たな事業の創出等）を都道府県に移譲すべきである。

また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである（都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。）。

- 地域需要創造型等起業・創業促進事業（創業補助金）
- 小規模事業者活性化補助金

根拠法令等
経済産業省組織規則
中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律
地域需要創造型等起業・創業促進補助金交付要綱

No. 2
分野:農地
区分:権限移譲

農地転用許可の移譲

求める措置

4ha超の農地転用許可の権限については農林水産大臣から地方に移譲すること。
(ただし、優良農地の確保の観点から、国が関与する一定の権限の留保は必要。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
農地法第4条、第5条による4ha超の農地転用は農林水産大臣許可となっているため、自治体が持つ他法令許可等との確認・調整作業に多くの時間を要し、審査期間が長期化している。

【制度改正の経緯】
平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律（H21法57）附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国に関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあることなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要」との見解を示している。

【懸念への対応】
本県では、2ha超4ha以下の転用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年末までの間に、大臣許可案件の調整を24件処理しており、地方が権限の移譲を受けても、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。

ただし、優良農地の確保の重要性を考慮すると、国レベルの視点からの考察も必要と思われるため、地方自治法第245条の5に規定する是正の要求の対象に2ha超の案件も含まれるよう農地法第59条を改正するなど、国が関与する権限を留保すること。

根拠法令等

農地法

No. 3
分野:雇用・労働
区分:権限移譲

ハローワークの地方移管

求める措置
ハローワーク特区の効果等について検証を行い、ハローワークに関する事務・権限を国から地方自治体に移譲すること。それまでの間においても、地方自治体が行う無料職業紹介の法的位置づけを明確化するとともに、希望する地方自治体においてハローワーク職員用端末と同内容の情報を活用して職業紹介を行うことができる環境を整備すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等
【制度改正の経緯】
全国知事会が求めてきたハローワークの地方移管は実現していないが、アクション・プラン等に基づき、平成24年10月から、東西2か所（埼玉県と佐賀県）で試行的にハローワーク特区が実施されている。
平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、①ハローワーク求人情報の地方自治体へのオンライン提供を積極的に進めること、②国と地方の一体的実施やハローワーク特区などの取組を通じ、地方と一体となった雇用対策を推進すること、③これらの取組の成果と課題を検証し、その結果等を踏まえ、ハローワークの事務・権限の移譲等について引き続き検討・調整を進めることなどの方針が示されている。
【制度改正の必要性】
求職者が必要としている支援を提供するには、職業紹介に加え、求職中の生活・住宅相談やキャリアカウンセリング等のサービスを一体的に実施する必要がある。二重行政を解消して国と地方を通じた簡素で効率的な行政体制とするためにも、総合行政である地方自治体にハローワークの事務・権限を移管することが必要である。
また、国から地方自治体に提供される情報は、求人情報など国が把握している情報の一部であり、求職者情報や相談記録、事業主指導記録等は提供の対象となっていない。このため現状では地方自治体においてハローワークと同等の条件で職業紹介サービスを行える環境になっていない。
地方自治体が職業紹介をより効果的に行えるように、ハローワーク職員用端末と同様の情報を活用できるようにすることが必要である。

根拠法令等
厚生労働省設置法
職業安定法

No. 4
分野:雇用・労働
区分:規制緩和

障害者雇用の実態に関する情報の開示

求める措置

ハローワークが各種法令に基づき事業主に対して行う指導権限の移譲については「ハローワークの地方移管」の中で包括的に求めているところであるが、移譲が実現するまでの間においても障害者雇用に関する事業主への調査結果等について地方自治体への情報開示を進めること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

民間企業の障害者雇用率は本社所在地別の集計となっており、障害者雇用の実態を的確に反映したものになっていない。（本県では県外に本社がある事業所が多く、障害者雇用率が実態より低く出る傾向がある。）

本県は効果的な障害者雇用施策を推進するには事業所所在地別の障害者雇用率を調査・公表すべきであることをかねてから主張しているが、実現していない。

効果的な障害者雇用促進施策を推進するためにも、県内事業所における障害者雇用の実態把握は不可欠である。

このため、国が行っている障害者雇用の実態調査結果データなど、地方自治体が必要とする情報の開示を積極的に進めること。

根拠法令等

障害者雇用促進法

地方分権改革に関する提案募集・埼玉県からの提案事項（平成26年7月）

No. 5
分野:運輸・交通
区分:権限移譲

旅客自動車運送事業(バス事業)の許認可等の地方運輸局から都道府県への移譲
地域公共交通確保維持改善事業費補助金(バス路線維持等に限る)による助成事務の地方運輸局から都道府県への移譲

求める措置

県内で路線が完結する旅客自動車運送事業の許認可（バス事業）及び当該自動車運送業に関する助成事務を移譲すること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

<許認可権限について>
【制度改正の必要性等】
道路運送法第4、5条等の路線バスの事業経営（路線・営業区域・営業所位置等に関する事業計画）、運賃等に関する許認可及び監査・行政処分権限は国が持っている。
国が持つ許認可及び監査・行政処分権限について、県へ移譲することにより、地域公共交通の実情が把握しやすくなるとともに、地域の実情に根差したよりきめ細かな施策の検討や展開が可能となり、県民への交通サービスの提供に資する。
なお、他都県をまたぐ路線に係る旅客自動車運送事業の許認可については、他都県との調整が必要であるため、引き続き国が広域的な観点から事務をとることが適当と考えられる。
<路線維持確保のための補助事業について>
【制度改正の必要性等】
バス路線の新設・廃止は、事業採算性を考慮して判断されることから、路線の採算性の確保が最大の課題となっている。
このため、限界集落のような過疎地域におけるバス路線の新設・変更は、許認可の権限の所在の有無ではなく、実質的に行政による支援の有無に大きく左右される。
現在、バス路線の維持確保に向けた補助事業を、国、県、市町村がそれぞれ行っているが、バス路線の休廃止に際しては、県が地域協議会を開催し、国、市町村、事業者等と協議・調整を行っている。
そこで、補助事業を県に一元化することにより、許認可事務とも相まって地域公共交通の実情が把握しやすくなるとともに、地域の実情に根差したよりきめ細かな施策の検討や展開が可能となり、県民への交通サービスの提供に資する。
したがって、地域事情等に精通した地方自治体が総合行政の観点から交通政策を展開することが効果的である。

根拠法令等

道路運送法
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

No. 6
分野:環境・衛生
区分:権限移譲

浄化槽法に基づく設置届出等の受理、保守点検等の指導権限の市への移譲

求める措置

現在は浄化槽法上、県の権限となっているが、浄化槽は一般家庭が設置しているものがほとんどであり、きめ細かい対応が可能になるように市へ権限を移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

浄化槽法第5条に基づく浄化槽設置届出の受理や第12条等に基づく保守点検等の指導権限等については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例を活用した市町村への移譲が進んでいる。届出については61市町村のうち56市町村（35市20町1村）、指導権限については61市町村のうち24市町（16市8町）に移譲済みである。

【制度改正の必要性等】

実態として第5条の設置届出や第11条の2等による廃止届出・管理者の変更届出が提出されないことが少なくなく、浄化槽管理者を管理する台帳の精度が低くなっている。そのため、浄化槽管理者に実施が義務付けられている法定検査等（7条、11条）の受検指導を効果的に行うことができない。

法定検査（11条）については、その実施率の低さが問題となっているが、県レベルでは細かい指導が困難であるのが実情であり、住民により密着している市が指導を行う方が効果的である。

届出等の提出先が、住民に身近な市となれば、下水道接続や転居等の手続と合わせて提出させるなど、よりきめ細かな対応が可能である。

また、類似の例として水道法に基づく簡易専用水道の清掃、法定検査等の指導権限がH25.4.1に市へ法令移譲されている。特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。

こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。

（なお、設置届出等の受理は県内のほとんどの市町村に移譲済みであるが、保守点検等の指導については40市の半数程度にとどまっているので、移譲対象を市とするものである。）

根拠法令等

浄化槽法

No. 7	有害鳥獣の捕獲許可等の市町村への移譲
分野:環境・衛生	
区分:権限移譲	

求める措置

有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付、違反者に対する措置命令、許可の取消を行うことは地域に密着した事務であるので、市町村に移譲すること。

具体的な支障事例、
地域の実情を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

鳥獣保護法第9条に基づく有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付や第10条に基づく措置命令や許可の取消については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で全市町村に移譲済みである。

地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、農作物被害等、鳥獣被害に関する住民からの相談に応じ速やかに調査を実施している。また、市町村と地元狩猟者との連携により、円滑に有害鳥獣捕獲が実施されている。特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。

こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。

根拠法令等

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

No. 8

分野:環境・衛生

区分:権限移譲

鳥獣飼養の登録の市町村への移譲

求める措置

鳥獣の飼養の登録、登録票の交付は地域に密着した事務であり、市町村に移譲すること。

具体的な支障事例、
地域の実情を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

鳥獣保護法第19条に基づく鳥獣の飼養の許可、登録証の交付については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で全市町村に移譲済みである。

地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、住民からの問い合わせや通報に対して速やかに対応している。特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。

こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。

根拠法令等

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

No. 9	販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲
分野:環境・衛生	
区分:権限移譲	

求める措置

販売禁止鳥獣等（ヤマドリ及びその卵とこれらを加工した食料品）の販売許可、許可証の交付、違反者に対する措置命令、許可取消は、市町村に移譲すること。

具体的な支障事例、
地域の実情を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

鳥獣保護法第24条に基づく販売禁止鳥獣等の販売許可、許可証の交付、措置命令や許可取り消しについては、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で県内市町村にほぼ移譲済みである。

地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、住民からの問い合わせや通報に対して速やかに対応している。特例条例で移譲を受けている市町において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。

こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。

根拠法令等

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

No. 10

分野:医療・福祉

区分:権限移譲

認可外保育施設の届出受理等の市町村への移譲

求める措置

認可外保育施設の設置届出の受理、立入検査、報告徴収、改善勧告等は、市町村に移譲すること。

具体的な支障事例、
地域の実情を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

児童福祉法第59条の2に基づく認可外保育施設の設置届出の受理や第59条等に基づく立入検査、改善勧告等については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例により保育行政の主体である市町村に移譲が進み、全市町村に移譲済みである。地域の実情に詳しい市町村が処理することで、保護者へ施設の情報を詳しく提供できるなど、迅速で的確な対応ができています。特例条例で移譲を受けている市町において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。

根拠法令等

児童福祉法

No. 11

分野:農地

区分:規制緩和

農地転用許可に係る協議の廃止

求める措置

2ha超4ha以下の農地転用許可の際行うこととされている農林水産大臣への協議を廃止すること。

【制度改正の必要性等】

農地法第4条、第5条による2ha超4ha以下の農地転用許可については、都道府県知事から農林水産大臣への協議制とされている。このため、県で審査を行った後で国において再度同様の協議を行うなど、二重行政の状態となっており、事業者の事務的な負担が大きいとともに、審査期間が長期化している。

【制度改正の経緯】

平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律（H21法57）附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年（平成26年）を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国に関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。

農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあることなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要」との見解を示している。

【懸念への対応】

本県では、2ha超4ha以下の転用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年末までの間に、2ha超4ha以下の知事許可案件を28件処理しており、協議が廃止されても、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。

根拠法令等

農地法附則

No. 12

分野:その他

区分:規制緩和

直轄事業負担金制度の廃止

求める措置

直轄事業負担金制度のうち維持管理費負担金については平成23年度から全廃されたが、建設費負担金については廃止が実現されていない。建設費負担金についても早期に廃止すること。

【制度改正の経緯】

直轄事業負担金制度については、全国知事会等が長年にわたり長年にわたり廃止を求めてきた。

直轄事業負担金制度のうち維持管理費負担金については平成23年度から全廃されたが、建設費負担金については廃止が実現されていない。

平成22年1月14日 国土交通省の「直轄事業負担金制度等に関するワーキングチーム」が公表した制度廃止に向けた工程表（素案）では、平成25年度までに「直轄事業負担金制度の廃止とその後のあり方について結論を得る」とされた。

平成24年11月30日「地域主権推進大綱」が閣議決定され、直轄事業負担金の廃止について、平成25年度までに「直轄事業負担金制度の廃止とその後のあり方について結論を得る」と明記されたが動きはない。

【制度改正の必要性等】

直轄事業負担金制度は、国の事業に対して地方が費用負担する不合理な制度であり、埼玉県の直轄事業負担金は272億円に達しており、大きな負担を強いられている（平成26年度当初予算額）。

道路法施行令第23条第1項等による建設費に係る直轄事業負担金制度を早期に廃止すべきである。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

根拠法令等

土地改良法、水資源機構法、地方財政法、高速自動車国道法施行令、道路法施行令、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令、電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令、地すべり等防止法施行令

No. 13
分野:医療福祉
区分:規制緩和

保健所長の医師資格要件の緩和

求める措置

保健所長以外の職員に医師を配置する場合は、保健所長の医師資格要件を撤廃できることとすること。

具体的な支障事例、
地域の実情を踏まえた
必要性等

【制度改正の経緯】
 地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた義務付け・枠付けの第3次、第4次の見直しの検討においても、保健所長の医師資格要件の撤廃が検討された。
 地方からは、医師の確保が困難なこと、欠員を補うために2つの保健所長を兼務させている実情があることを支障として挙げ、地域保健法施行令第4条第2項各号のいずれにも該当する医師でない職員を保健所長として配置することができる臨時的措置については、時限的な措置であり、資格要件が非常に厳しく、全国的な実績もほとんどなく、支障事例の根本的な解決にはならないと主張した。
 厚労省は、保健所長は多岐にわたる専門分野について統括する立場として、医療、公衆衛生等に幅広い知見を有する必要があるため、感染症対策などの緊急的な対応を要する際に、科学的かつ医学的見地から速やかに的確な判断と意思決定、医療機関をはじめとする関連施設との連携を図る必要があること等から、保健所長の要件を政令に委任している。その要件を条例に委任すると、保健所長の専門性が十分に確保されず、地域保健の水準が低下する恐れがあり、結果的に国民全体の不利益につながることから、条例への委任は困難とした。

【支障事例等】
 本県において、公衆衛生医師の確保が困難なため、一人の保健所長が2か所の保健所長を兼務することがあった事例が生じている。
 しかし、所長以外であっても保健所内に医師を配置すれば、医学的知見の確保は可能である。
 そのため、地域保健法施行令第4条を従うべき基準から参酌基準に改め、保健所において保健所長以外の職員に医師を配置する場合には保健所長の医師資格要件について撤廃できるようにするべきである。

根拠法令等

地域保健法施行令

No. 14
分野:医療福祉
区分:規制緩和

保育所に配置する職員数や居室面積に係る義務付け・枠付けの見直し

求める措置

保育所における居室等の面積、保育士の配置について、従うべき基準から標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
 住民に身近な行政サービスである保育所の設置運営基準については、地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方自治体の裁量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。（待機児童が多く、地価が高く市街地が過密した都市部と、待機児童が少なく、地価も比較的安価で土地利用にゆとりのある地域とを一律に同じ基準で縛ることは不合理である。）
 そのため、児童福祉法第45条第2項第2号等により従うべき基準とされている保育所における居室等の面積、保育士の配置について、標準あるいは参酌基準に変更し、地域の実情に応じて基準を設定できるようにすべきである。

【制度改正の経緯】
 第1次一括法に基づき、平成24年4月から児童福祉施設・サービスの人員・設備・運営基準等は都道府県等の条例に委任され、人員・居室面積等の厚生労働省令で定める基準は従うべき基準、その他は参酌すべき基準とされた。
 ただし、保育所の居室面積基準について、地価が高く、待機児童が100人以上いる地域において厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、「標準」とする特例措置が創設された。
 （平成23年9月に34都市が指定され、その後の追加等で現在は40都市（埼玉県内は3市））
 埼玉県においては、平成24年12月議会で埼玉県児童福祉法施行条例を制定し、第1次一括法附則第4条の規定により厚生労働大臣が指定した地域は平成27年3月31日までの間、満1歳以上満2歳未満の幼児に限り、1人当たり居室面積を2.5㎡まで緩和可能とした。

根拠法令等

児童福祉法
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の基準を定める省令（平成23年厚生労働省令第112号）

No. 15
分野:医療福祉
区分:規制緩和

基準病床数の算定基準等の緩和

求める措置

基準病床数の算定において、将来推計人口値を使用できるよう、厚生労働省医政局長通知の人口の定義を改めること。
基準病床数の算定に使用する退院率及び平均在院日数の地方ブロック別の係数について、過去の実績に基づく設定を見直し、全国一律とするなど地域間格差を是正すること。
基準病床数制度について、一定の要件等を設定した上で、地域の実情に応じて知事が独自に基準病床数の加算などを行えるよう、医療法等の規定を改正すること。また、特例病床制度については、厚生労働大臣への協議を廃止すること。

具体的な支障事例、 地域の実情を踏まえた 必要性等

【改正の必要性】①
現在の基準病床数の算定方法には問題があり、医療計画期間の5年間の医療ニーズに見合った病床数を算定できない。
本県は急速な高齢化の進展により、年齢階級別人口の構成が大きく変化し、医療ニーズの急増が見込まれている（平成30年：患者数58,000人）。しかし、基準病床数の算定に使用する性別・年齢階級別人口は、最近（＝過去）値を使用することとなっている。
このため、医療計画期間中に改定しない限り、計画の終期（平成29年度末）までに必要な基準病床数の算定ができない状況である（現在の基準病床数：46,451床）。
そのため、基準病床数の算定に使用する性別・年齢階級別人口を最近（＝過去）値ではなく、将来推計人口値を使用できるように運用を改めるべきである。

【改正の必要性】②
基準病床数の算定に使用する数値の一部（退院率や平均在院日数）は、全国一律の値ではなく地方ブロックごとに定められている。このことは、病床規制以前（昭和60年）の病床が影響し続け、対人口比の地域間格差が解消されない要因の一つになっている。
そのため、基準病床数の算定に使用する退院率などの地方ブロック別の係数について、過去の実績に基づく設定を見直すべきである。

【改正の必要性】③
行政が積極的に関与して不足する医療機能の誘導を図ろうとしても病床過剰地域では、厚労大臣の同意を要するなど主体的かつ迅速な対応を行うことができない。
そのため、基準病床数制度については、一定の要件等を設定した上で、地域の実情に応じて知事が独自に基準病床数の加算などを行えるようにすること。また、特例病床制度については、厚労大臣への協議を廃止すべきである。

根拠法令等

医療法、医療法施行令、医療法施行規則、
「医療法第30条の4第2項第12号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床の算定に使用する数値等」
厚生労働省医政局長通知「医療計画について」

No. 16
分野:医療福祉
区分:規制緩和

高齢者に対する定期巡回・随時対応サービスにおける人員基準の緩和

求める措置

看護職員に係る人員基準について、利用者数に応じた段階制にするなど緩和すること。この場合、サービスの質を確保するため、基準を下回ったときの減算措置等を講じること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】
 高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護、生活支援などのサービスを切れ目なく提供していく体制を整備していく必要がある。
 定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で中核を担うサービスであり、本県では、このサービスがすべての市町村で提供されるよう普及促進に努めている。
 定期巡回・随時対応サービスは、二つの形態（一体型事業所、連携型事業所）で提供されているサービスであり、現在、18事業者が25市町でサービスを提供しているが、普及率はまだ4割と低い。
 その要因として、一体型事業所は、訪問看護の利用がなくても人材確保が困難な看護職員を常勤換算2.5以上配置しなければならず、これが収益を圧迫することから参入をためらうということが挙げられる。
 また、連携型で事業を実施しようとする事業所は、連携先となる指定訪問看護事業所が受け取る介護報酬額が低いために連携先の確保が困難となっており、参入できないということが挙げられる。

【懸念の対応策等】
 普及を促進するためには、一体型事業所の看護職員に係る人員基準について、基準を下回ったときの報酬減額を担保に利用者数に応じた段階制とすること及び連携先となる既存の指定訪問看護事業所が受け取る介護報酬額を引き上げて連携型事業所が連携先を確保しやすくすることが必要である。

根拠法令等

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準

No. 17
分野:環境・衛生
区分:規制緩和

水素ステーション設置に係る高圧ガス保安法令等の見直し

求める措置

高圧ガス保安法関連法令、建築基準法関連法令、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）（：次世代自動車の世界最速普及）に基づき、速やかに規制を緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない事項があり、また、欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。

水素エネルギーの普及拡大を図る上で、2015年から市販される燃料電池車に安定的、かつ安価に水素を供給する必要があるが、設置基準が厳しいことで、欧米に比べ、設置コストが5～6倍となっており、設置事業者に多くの負担となっている。このため、安全性が確認された事項については、欧米並みのコストで水素ステーションが設置できるよう、規制を緩和する必要がある。国は平成27年中に全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では40か所程度にとどまっている。

本県では、平成26年5月に有識者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる「埼玉県水素エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションや燃料電池自動車に普及に関し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を速やかに実施する必要がある旨の意見が出された。

高圧ガス保安法施行規則第7条の3等を改正し、水素ステーションの設置を促進すべきである。

根拠法令等

高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則

No. 18	都市公園の駐車場への太陽光発電施設の設置基準緩和
分野:環境・衛生	
区分:規制緩和	

求める措置

都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること。

【制度改正の必要性等】

本県では、再生可能エネルギーの普及にあたっては、有効な空間を利用して太陽光発電施設等を設置することを進めているところである。

都市公園には、広く、太陽光の遮蔽物が少ない大規模な駐車場を備えているものがあることから、その駐車場上部空間を活用することにより、効果的な太陽光発電施設を設置できる可能性がある。

しかしながら、占用許可の対象となる太陽光発電施設については、都市公園法施行規則第七条の二において、「既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させない」ものである旨が規定されていることから、駐車場上部空間を活用して太陽光発電を設置することが困難な状態にある。

この規制が緩和されることにより未利用空間を活用した太陽光発電設備の設置場所として活用できる。

都市公園法施行規則第7条の2第3項を改正し、都市公園の駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置できるようにすること。

根拠法令等

都市公園法施行規則

No. 19	電気自動車用充電器の公園施設としての位置付の付与
分野:環境・衛生	
区分:規制緩和	

求める措置

都市公園法施行令を改正し、電気自動車用充電器を公園施設として位置づけ、公園管理者による電気自動車用充電器の設置を可能とすること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

都市公園等については電気自動車等用充電器の需要が大きく見込まれるところであるが、電気自動車等用充電器が都市公園法上の公園施設として位置付けられていないため、公園管理者が公園施設として設置することができない。

将来、電気自動車の利用者となる住民の多くが既に都市公園を利用しており、都市公園は住民にとって身近な公共施設である。また、急速充電時間には約30分を要するが、都市公園にある広場や遊具、運動施設や教養施設などで、この時間を有効に過ごすことができる施設が既に整備されている。このように、電気自動車等用充電器の需要が期待できる。

都市公園法施行令第5条を改正し、電気自動車等用充電器を都市公園法上の公園施設として位置付けること。

根拠法令等

都市公園法施行令

No. 20
分野:環境・衛生
区分:規制緩和

電気自動車用普通充電器の設置に係る電気事業法の規制緩和

求める措置

電気自動車用普通充電器を設置する場合においても、急速充電器と同様に、同一敷地内において複数の電気需給契約が可能となるように、電気事業法施行規則を改正すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

施設への電気の需給については、原則、同一敷地内における複数の電気需給契約が認められていないものの、電気自動車用急速充電器を設置する場合にあっては、特例需要場所とされ、別途電気需給を行うことが可能になった。しかしながら、普通充電器にあっては、特例需要場所には含まれないことから、既存施設から電気需給を行うことが必要であり、設置場所が電源から遠い場合、その設置に過大な負担が生じている。

本県においては平成26年3月31日時点、埼玉県次世代自動車インフラ整備ビンジョンに基づき、公共性を有する急速充電器182基、普通充電器94基が申請されており、急速充電器のみならず普通充電器についても設置の需要がある。このため、規制を緩和することにより、より一層の充電器の普及ひいては電気自動車等の普及が期待できる。

電気事業法施行規則附則第17条を改正し、電気自動車用普通充電器を設置する場合においても、急速充電器と同様に、同一敷地内において複数の電気需給契約が可能となるように、電気事業法施行規則を改正すること。

根拠法令等

電気事業法施行規則附則

No. 21
分野:その他
区分:規制緩和

高金利地方債の繰上償還や借換えの要件緩和

求める措置

財政指標などを要件とせず、補償金免除繰上償還を実施するための特例措置を講じること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の経緯】

公的資金による地方債を繰上償還するには、利子相当額を「補償金」として支払わなければならない制度となっている。平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、地方公共団体に対する公的資金の貸付金のうち、金利5%以上の地方債について補償金を免除した繰上償還が実施された。

平成22年度から24年度までは対象団体等の要件が緩和され措置が延長された。

平成25年度は、東日本大震災の特定被災地方公共団体に対象団体を限り、補償金免除繰上償還が実施された。

【制度改正の必要性等】

本県においては、平成19年度から24年度までの特例措置により、6%以上の借入746億円について繰上償還を実施した。しかし、財政指標などの要件により金利5%以上6%未満の借入については繰上償還が認められず、依然として141億円の残債（平成24年度決算ベース（普通会計債及び公営企業債の合計））がある。

地方公共団体に対する公的資金の貸付金のうち高金利地方債の金利負担が財政運営を圧迫しているため、地方財政法附則第33条の9の特例措置について、財政指標などを要件とせずに延長を行い、地方自治体の財政負担を軽減する必要がある。

根拠法令等

地方財政法附則

No. 22
分野:教育・文化
区分:規制緩和

高等学校等就学支援金制度の手続の簡素化

求める措置

所得の審査回数を縮小すること。
単位制高校生への就学支援金の額の算出方法を簡略化すること。（月額に割らず、1単位当たり単価のままで支給すること。）

具体的な支障事例、
地域の実情を踏まえた
必要性等

【制度改正の経緯】
景気雇用情勢が依然として厳しい中、所得が低い世帯の生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点から経済的負担を軽減する必要がある。平成26年4月から公立高等学校においても、就学支援金制度が導入された。

【支障事例等】
公立高等学校の定時制（単位制）及び通信制（単位制）では、授業料が高等学校等就学支援金の支給限度額を超過するケースが多く生じており、それを生徒や都道府県が負担している。
通信制高校など単位制高校については、就学支援金の額が1単位当たり単価で定められており、月額で支給される。この結果、履修単位数によって生徒ごとに支給額が異なることになり、一人一人のデータ管理や集計作業が生じ、非常に事務が煩雑となっている。

所得の基準年度が第1期と第2～4期で分かれており、制度が分かりづらい上、1年生は年2回の所得審査が必要であるなど、事務が煩雑となっている。また、生徒、保護者は申請に当たり、所得審査のための課税証明書等を添付する必要がある。

このため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第2項並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第7条第2項、第3項及び第4項を改め、所得の審査回数を縮小するとともに、単位制高校生への就学支援金の額の算出方法を、月額に割らず、1単位当たり単価とし簡略化すべきである。

根拠法令等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律
高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令
高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則
高等学校等就学支援金交付金交付要綱、高等学校等就学支援金事務処理要領

No. 23

分野:教育・文化

区分:規制緩和

奨学のための給付金制度に係る証明書類の一部廃止

求める措置

奨学のための給付金制度の申請に係る所得等証明書類について、世帯区分に応じた証明書類のうち、23歳未満の扶養されている兄・姉がいる高校生等の世帯について、申請者（保護者）の誓約をもって健康保険証の写しの提出を廃止することを求める。

【制度改正の経緯】

平成26年4月に低所得世帯生徒への対応について、高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出する財源を活用し、奨学のための給付金制度（国庫負担3分の1の国庫補助事業として、予算の範囲内で補助金を交付）が創設された。

【支障事例等】

この給付制度は、補助対象を3つの世帯（①生活保護受給世帯（平成26年度875世帯見込み）、②保護者全員等の市町村民税非課税世帯（同3,604世帯）、③保護者全員等の市町村民税非課税世帯（同2,187世帯）で、23歳未満の扶養されている兄・姉がいる高校生等の世帯）に区分しており、その確認に必要な証明書類は多岐にわたり、それぞれの世帯で必要とする所得等証明書類も異なっており、事務が煩雑である。

特に上記③の世帯については、世帯全員の健康保険証の写し等を添付する必要があり、①②の世帯と提出書類が異なることから、申請者の誤解を招きやすく、年齢も誤りがないか（本当に23歳未満か）を全て確認する必要があり、審査に多大な時間がかかる。

具体的な支障事例、 地域の実情を踏まえた 必要性等

根拠法令等

高等学校等就学支援事業費補助金（就学のための給付金）の国庫補助基準及び事務処理等について（通知）

No. 24
分野:環境・衛生
区分:規制緩和

既成市街地エコタウン化推進のための関連補助事業の補助要件緩和及び申請手続の簡素化

求める措置

既存住宅の省エネ化、再生可能エネルギーの一層の活用及び蓄電池の普及を進めることを目的とする補助事業について、一般住民及び中小企業等が主体となって取り組むことができるよう補助要件及び申請手続を簡略化すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
経済産業省及び国土交通省が所管する「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」及び「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」は、年間一次エネルギー消費量がネットで概ねゼロとなる新築及び既築の住宅への補助事業である。前者は建築主または所有者に対して、後者は中小工務店を交付対象とした事業であるが、住宅の熱損失係数やエネルギー削減率を算出しなければならないため、一般住民や中小企業では申請が困難である。
また、年間一次エネルギー消費量がネットで概ねゼロになるまでには至らない省エネ改修等についても対象にするなど、一般住民が取り組むことができるようにする必要がある。
既存住宅の省エネ化、再生可能エネルギーの一層の活用及び蓄電池の普及を進めるため、住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）公募要領及び住宅のゼロ・エネルギー化推進事業公募要領を改め、一般住民及び中小企業等が主体となって取り組むことができるよう補助要件及び申請手続を簡略化すること。

根拠法令等

住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）公募要領
住宅のゼロ・エネルギー化推進事業公募要領

No. 25
分野:環境・衛生
区分:規制緩和

水道水源開発等施設整備費国庫補助金の採択基準の緩和

求める措置

水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱に基づく「特定広域化施設整備費」の採択基準を緩和（「居住人口50万人以上」及び「給水量の増大」を削除）すること。
また、「水道広域化促進事業費」の採択基準を緩和（統合協定書における「3年以内」を延長）すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】
水道事業は水需要低迷のため給水収益が減少するなどの厳しい財政状況の中で、老朽化した施設更新や耐震化のための費用増加、今後の職員の退職による技術力の低下等、様々な課題に直面している。
水道の広域化は、スケールメリットによる効率化や更新を控えた施設の統廃合等に有効な手法である。
本県では、平成23年3月「埼玉県水道整備基本構想」を改定し、埼玉県水道ビジョンと位置付け、将来（おおむね半世紀先）の”水源から蛇口までの一元化した県内水道一本化”を見据え、広域化を段階的に取り組みつつ、水道事業の運営基盤強化を推進し、県民に利用し続けていただく水道を目指すこととしている。

【制度改正の必要性等】
この広域化の推進に関して現行でも国庫補助があるものの、そのうち「特定広域化施設整備費」の対象には居住人口50万人以上や給水量増大に伴う新設・増設が、「水道広域化促進事業費」の対象には統合後の水道事業が認可を受けている又は統合予定日が3年以内の事業者間での協定書の締結等が条件とされている。
しかし、小規模な市町村の区域では人口や施設更新等に関する要件を満たすことが困難であり、採択要件を満たすことができない。
また、水道事業者間では方針、経営、施設整備状況に格差があり、事業統合を目指す段階的な広域化方策を実施するには3年間では短く、困難が予想される。

根拠法令等

厚生労働省発健0401第12号平成26年4月1日厚生労働事務次官「水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱」

認可外保育所から認可保育所への移行に伴う経済的要件の緩和

求める措置

認可外保育施設からの移行に際しては、認可保育所への移行が進むよう、過去3年間黒字経営であるなど適正に運営されていることが確認できる場合は、1,000万円の資金要件をなくすなど審査要件である経済的基礎の条件を緩和すること。

【制度改正の必要性等】

認可保育所の審査要件では、経済的基礎 {①土地・建物等について所有権を有すること（賃借の場合は原則として賃借権を設定・登記し、社会福祉法人以外の場合は1年間の賃借料に相当する額と1,000万円の合計額の資金を有すること）、②社会福祉法人以外の場合は年間事業費の1/12相当の資金を有すること} を求めていること、保育所運営費から認可前に生じた運転資金に係る借入金の返済ができないことといった制約がある。

これらの制約が、認可化移行の足かせになるおそれがあるほか、無理に資金があると見せかけて、認可を受けて、かえって認可後の運営に支障を来す事態が生じかねない。

そのため、「保育所の設置認可等について」の取扱いについて等を改め、認可外保育施設からの移行に際しては、認可保育所への移行が進むよう、過去3年間黒字経営であるなど適正に運営されていることが確認できる場合は、1,000万円の資金要件をなくすなど審査要件である経済的基礎の条件を緩和すべきである。

なお、平成27年4月1日施行予定の改正児童福祉法第35条第5項第1号において、保育所の認可申請に対する審査基準として経済的基礎要件が明文化されている。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

根拠法令等

「保育所の設置認可等について」の取扱いについて（平成12年3月30日児保第10号厚生省児童家庭局保育課長通知）
 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知）
 改正児童福祉法（平成27年4月1日施行予定）

老朽化する都市公園の管理に対応した長寿命化対象事業の要件緩和

求める措置

「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積（2ha以上）や総事業費（1,500万円以上）などの交付対象事業の要件の緩和を図ること。

【現状】

高度成長期以降に整備された県内の多くの都市公園では、年々、施設の老朽化が進展している。

（本県内の都市公園は、平成25年3月31日現在で、4,892箇所が開設されている。）

このため、本県では、公園施設の劣化や損傷を適切に把握した上で、公園施設の維持保全、撤去・更新等に係る費用が最小となるよう「公園施設長寿命化計画」を策定し、「公園施設長寿命化対策支援事業」を活用しながら、公園施設の計画的な維持管理・更新に取り組んでいる。

【制度改正の必要性等】

しかし、「公園施設長寿命化対策支援事業」は市町によって、面積要件などの交付対象事業の要件を満たさない施設があり、近隣住民が日常的に使用している施設でありながら、計画的な維持管理・更新を行うことが困難な状況にあり、利用者の安全確保に懸念がある。（そのため、市町からも本県に当該事業の要件を緩和できないか相談が寄せられているところである。）

そのため、社会資本整備総合交付金交付要綱を改め、「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積（2ha以上）や総事業費（1,500万円以上）などの交付対象事業の要件の緩和を図るべきである。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱

公立学校施設の老朽化対策のための長寿命化改良事業の補助要件の見直し

求める措置

公立学校施設の老朽化対策のため、危険建物の改築と同様の耐力度調査を要件としている長寿命化改良事業について、耐力度調査を要件としないか、コンクリート圧縮強度試験など簡易調査で代替可能とするなどの要件緩和を図ることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

本県の公立小中学校施設の約7割は昭和44年度から昭和59年度の児童生徒急増期に建設されており、今後はこれらの施設が更新時期を一時的に集中して迎えることが予想される。全国的にも、建築後25年以上経過した公立小中学校施設が保有面積の約7割を占めるなど、老朽化対策の推進は全国的な課題である。

【支障事例】

しかし、「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について（通知）」において、長寿命化改良事業については、危険建物の改築と同様の耐力度調査を要件としていることから、本制度を活用した取組事例は全国的に少ない。

一方、コンクリート圧縮強度試験による調査は、簡易ではあるが建物の劣化状況の検証は可能であり、1棟(3,000㎡)当たり約300万円(1,000円/㎡)を要する耐力度調査に比し、1棟当たり約20万円で済む。

根拠法令等

学校施設環境改善交付金交付要綱

26施施助第6号「平26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について（通知）」

No. 29
分野:産業振興
区分:権限移譲

革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限の都道府県への移譲

求める措置

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。

このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

こうしたことから、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限（中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項に規定する特定研究開発等計画等の認定等）を都道府県に移譲すべきである。

また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである（都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。）。

- 戦略的基盤技術高度化支援事業（サポーティング・インダストリー）
- 課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援
- 地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金
- ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金（ものづくり補助金）
- ものづくり・商業・サービス補助金

根拠法令等

経済産業省組織規則
中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律
平成25年度補正 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業（第1次公募要領）
ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱、戦略的基盤技術高度化支援事業補助金要綱等

No. 30
分野:産業振興
区分:権限移譲

地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限の都道府県への移譲

求める措置

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。

このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

こうしたことから、地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限（商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1項に規定する商店街活性化事業計画の認定等）を都道府県に移譲すべきである。また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである（都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。）。

- 商店街まちづくり事業
- 地域商店街活性化事業
- 商店街まちづくり事業（中心市街地活性化事業）補助金
- 地域商業自立促進事業補助金
- ものづくり・商業・サービス補助金

根拠法令等

経済産業省組織規則、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律、商店街まちづくり事業募集要領、地域商店街活性化事業募集要領、商店街まちづくり事業（中心市街地活性化事業）募集要領、地域商業自立促進事業募集要領、地域商業自立促進事業補助金交付要綱等

No. 31
分野:産業振興
区分:権限移譲

商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限の都道府県への移譲

求める措置

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。

このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。

しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

こうしたことから、商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限を都道府県に移譲すべきである。

また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである（都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。）。

- 地域力活用市場獲得等支援事業

根拠法令等

経済産業省組織規則
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律
地域資源活用新事業展開支援事業費補助金交付要綱等

No. 32
分野:産業振興
区分:権限移譲

地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲

求める措置

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域資源活用に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。

このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

こうしたことから、地域資源活用に関する事務・権限（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条に規定する地域産業資源活用事業計画の認定等）は都道府県に移譲すべきである。

また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである（都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。）。

- 中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援補助金）
- 地域資源活用新事業展開支援事業費補助金
- 農商工等連携対策支援事業（事業化・市場化支援事業）

根拠法令等

経済産業省組織規則
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律

No. 33
分野:産業振興
区分:権限移譲

中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限の都道府県への移譲

求める措置

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。

このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。

しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

こうしたことから、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限（中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第16条に規定する国の施策等）を都道府県に移譲すべきである。

また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである（都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。）。

- 中小企業・小規模事業者人材対策事業（地域中小企業の人材確保・定着支援事業）
- 中小企業・小規模事業者人材対策事業（中小企業新戦力発掘プロジェクトコーディネート等事業）
- 中小企業・小規模事業者人材対策事業（新卒者就職応援プロジェクトコーディネイト等事業）

根拠法令等

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(特定地域再生事業費補助金)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち特定地域再生事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

少子高齢化や産業振興に関しては、本県においても重要課題として取り組んでおり二重行政となる恐れが大きい。さらに、事業の実施において、地域特性を活かすことが効果の増大に寄与すると考えられるため、情報を把握する都道府県に移管することが望ましい。

根拠法令等

特定地域再生事業費補助金交付要綱

No. 35
分野:その他
区分:権限移譲

過疎地域等自立活性化推進交付金に関する事務の都道府県への移譲

求める措置

「空飛び補助金」のうち過疎地域等自立活性化推進交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛び補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛び補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

過疎法に基づく埼玉県過疎地域自立促進方針及び埼玉県過疎地域自立促進計画との整合を図るため。

根拠法令等

過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱

地域経済循環創造事業交付金に関する事務の都道府県への移譲

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち地域経済循環創造事業交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、 地域の実情を踏まえた 必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

地域資源や地域特性を活かす事業を展開するためには、情報を把握している県が行うことが望ましい。

根拠法令等

地域経済循環創造事業交付金交付要綱

緊急消防援助隊設備整備費補助金に関する事務の都道府県への移譲

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち緊急消防援助隊設備整備費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、 地域の実情を踏まえた 必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

消防組織法で県が所掌する事務とされている「消防の応援及び緊急消防援助隊に関する事項」に密接に関連するが、交付先を県が選定できないため、県が把握している地域の実情を反映できない。

根拠法令等

消防組織法
緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱

No. 38
分野:その他
区分:権限移譲

消防防災施設整備費補助金に関する事務の都道府県への移譲

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち消防防災施設整備費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

消防組織法で県が所掌する事務とされている「消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項」に該当するが、交付先を県が選定できないため、県が把握している地域の実情を反映できない。

根拠法令等

- 消防組織法
- 消防施設強化促進法
- 消防防災施設整備費補助金交付要綱

No. 39

分野:その他

区分:権限移譲

無線システム普及支援事業費等補助金に関する事務の都道府県への移譲

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち無線システム普及支援事業費等補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、 地域の実情を踏まえた 必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

県に対する情報提供が不十分であり、県内市町村の実情を反映できない。

根拠法令等

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

地域発・文化芸術創造発信イニシアチブに関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち地域発・文化芸術創造発信イニシアチブについて、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

県が把握する地域の事業等を反映させ、地域文化の再生やコミュニティの再構築によって地域文化の活性化をより一層促すためには、補助を県に移管する必要がある。

根拠法令等

文化芸術振興費補助金（地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ）交付要綱

No. 41

分野:その他

区分:権限移譲

劇場・音楽堂等活性化事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち劇場・音楽堂等活性化事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

県が把握する地域の事業等を反映させ、地域コミュニティの創造と再生をより一層推進していくためには、補助を県に移管する必要がある。

根拠法令等

「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
文化芸術振興費補助金（劇場・音楽堂等活性化事業）交付要綱

伝統文化親子教室事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち伝統文化親子教室事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支 障事例、 地域の実情 を踏まえた 必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

対象となる各教室は、地域における団体等が主催する比較的小規模な教室である。それぞれの地域の事情等にあった事業を展開するため、また県が情報を把握するためには、補助を県に移管する必要がある。

さらに、県に移管することで地域間バランスの確保や業務の迅速化が図れる。

根拠法令等

伝統文化親子教室事業費国庫補助要項

No. 43
分野:その他
区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(セーフティネット支援対策等事業費補助金(地域福祉等推進特別支援事業の小地域福祉活動推進事業))

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうちセーフティネット支援対策等事業費補助金（地域福祉等推進特別支援事業の小地域福祉活動推進事業）について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。
【地方移管を求める理由】
埼玉県の地域福祉の推進と密接な関係があるので、県で一体的に実施した方がより効果的であるため。

根拠法令等

セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱

No. 44
分野:その他
区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(次世代育成支援対策施設整備交付金(児童館関係))

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち次世代育成支援対策施設整備交付金(児童館関係)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

県の少子政策事業と密接な関係があり、県として市町村の整備動向を把握する必要があるため。

根拠法令等

児童福祉法
次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱

No. 45

分野:その他

区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(がん検診推進事業(女性特有のがん検診推進事業))

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうちがん検診推進事業（女性特有のがん検診推進事業）について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

県により地域の実態に応じた事業とした方が受診率の向上が図れる。

根拠法令等

感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱

No. 46
分野:その他
区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(セーフティネット支援対策等事業費補助金(安心生活基盤構築事業))

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうちセーフティネット支援対策等事業費補助金（安心生活基盤構築事業）について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

埼玉県の地域福祉の推進と密接な関係があるので、県で一体的に実施した方がより効果的であるため。

根拠法令等

セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(地域生活支援事業費補助金)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち地域生活支援事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。

根拠法令等

地域生活支援事業実施要綱

No. 48
分野:その他
区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱)

求める措置 「空飛ぶ補助金」のうち障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】
国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。

根拠法令等 障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱

No. 49

分野:その他

区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

県により地域の実態に応じた事業とした方が受診率の向上が図れる。

根拠法令等

感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱

No. 50
分野:その他
区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】
国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。

根拠法令等

障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金交付要綱

No. 51
分野:その他
区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(介護保険事業費補助金)

求める措置 「空飛ぶ補助金」のうち介護保険事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

事業実施に際して地域の実情を反映させる必要がある。全国一律の基準ではなく、国よりもその地域の実情を把握している県が行ったほうが、地域に即した効果的な補助が期待できる。

根拠法令等 介護保険事業費保険事業費補助金交付要綱

No. 52

分野:その他

区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業(通称:若者キャリア応援制度))

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業(通称:若者キャリア応援制度)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

埼玉県では平成22年度から緊急雇用創出基金を活用して同種の事業を実施してきた。この事業は若年者の正規雇用促進とともに、県内中小企業への人材供給、企業における人材育成支援という側面を併せ持っている。

新卒未就職者の状況は、地方の実情がそれぞれ異なることから、事業ノウハウや実績を有する県が一元的に実施することが望ましい。

特に埼玉県の場合は、ハローワーク浦和就業支援サテライト(若者コーナー)を活用し、本事業を必要とする若者に対し直接アプローチすることが可能である。

根拠法令等

紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業実施要領

No. 53

分野:その他

区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

同種の事業を県も行っているため。県に移管すれば二重行政の解消になる。

根拠法令等

両立支援等助成金支給要領

No. 54

分野:その他

区分:規制緩和

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上
(耕作放棄地再生利用緊急対策交付金)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。

具体的な支障事例、
地域の実情を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。

本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

【地方移管を求める理由】

県の遊休農地対策や農地中間管理事業と密接な関連があるため、県で一体的に実施した方がより効果的な事業展開が可能になる。

根拠法令等

耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(汚水処理施設整備交付金)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち汚水処理施設整備交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

生活排水処理施設整備構想を効果的に実施が可能。

根拠法令等

汚水処理施設整備交付金交付要綱

No. 56
分野:その他
区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(農業基盤整備促進事業)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち農業基盤整備促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。
【地方移管を求める理由】
市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。

根拠法令等

土地改良事業関係補助金交付要綱

No. 57
分野:その他
区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(環境保全型農業直接支援対策交付金)

求める措置 「空飛ぶ補助金」のうち環境保全型農業直接支援対策交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】
県で交付金を受け入れ、生産者への支払いを一本化することで、事務処理の効率化を図ることができる。

根拠法令等 環境保全型農業直接支援対策実施要綱

No. 58

分野:その他

区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち農山漁村活性化プロジェクト支援交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。

根拠法令等

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱

No. 59

分野:その他

区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
（「農」のある暮らしづくり交付金）

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち「農」のある暮らしづくり交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

県の都市農業施策と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能。

根拠法令等

「農」のある暮らしづくり交付金実施要綱

No. 60
分野:その他
区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(都市農村共生・対流総合対策交付金)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち都市農村共生・対流総合対策交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

県のグリーンツーリズム関連事業と一体的に実施した方がより効果的に実施が可能。

根拠法令等

都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱

No. 61
分野:その他
区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(食のモデル地域育成事業)

求める措置 「空飛ぶ補助金」のうち食のモデル地域育成事業について、都道府県へ財源・権限を委譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】
同趣旨の地産地消を県も推進しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。
また、県で一体的に実施した方がより事務の効率化が期待できる。

根拠法令等 日本の食魅力発見・利用促進事業実施要綱

No. 62
分野:その他
区分:規制緩和

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上（鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金）

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。
本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。
【地方移管を求める理由】
同主旨の鳥獣被害防止総合対策交付金では、県を経由して事業を実施しているため、一体的に実施した方が事務の効率化が図れる。

根拠法令等

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金交付要綱

No. 63

分野:その他

区分:規制緩和

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上
(燃油価格高騰緊急対策)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち燃油価格高騰緊急対策について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。

本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

【地方移管を求める理由】

野菜振興総合対策事業と一体的に推進することで省エネルギーに向けた取組が強化され、野菜生産農家の経営安定が効率的に図られる。

根拠法令等

燃油価格高騰緊急対策事業推進費補助金交付要綱

No. 64
分野:その他
区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(果樹経営支援対策事業)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち食のモデル地域育成事業について、都道府県へ財源・権限を委譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

同趣旨の地産地消を県も推進しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。

また、県で一体的に実施した方がより事務の効率化が期待できる。

根拠法令等

日本の食魅力発見・利用促進事業実施要綱

No. 65

分野:その他

区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(茶改植等支援事業)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち茶改植等支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

産地の実情を把握している県が行うことで、より効率よく、効果的な事業実施が可能となる。

根拠法令等

果実等生産出荷安定対策実施要綱

No. 66

分野:その他

区分:規制緩和

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上
(国産花きイノベーション推進事業)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち国産花きイノベーション推進事業について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要がある。

本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

【地方移管を求める理由】

本事業は生産・供給体制の強化と需要拡大に向けた取組の支援を目的としており、県が行う花植木の生産振興・消費拡大に向けた事務・事業と密接な関連がある。

そのため、県が一体的に実施した方が事務の効率化、事業実施の迅速化が期待できる。

根拠法令等

産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱

No. 67

分野:その他

区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(地域材利活用倍増戦略プロジェクト)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち地域材利活用倍増戦略プロジェクトについて、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

地域材の利用促進等、県の施策と重複しているので、県で一体的に実施したほうがより効果が期待できる。

根拠法令等

森林・林業基本法
公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上
(分収林契約適正化事業)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち分収林契約適正化事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。

具体的な支障事例、
地域の実情を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要がある。

本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

【地方移管を求める理由】

県の森林・林業施策及び農林公社支援策と密接な関係があるため、県で実施した方が多様な森づくりと公社の経営改善に繋がる。

根拠法令等

森林・林業基本法

No. 69

分野:その他

区分:規制緩和

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上
(水産多面的機能発揮対策事業交付金)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち水産多面的機能発揮対策事業交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要がある。

本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

【地方移管を求める理由】

類似のふるさとの川増殖事業を実施しているこや、漁業協同組合指導事務と密接な関連があり県で一体的に実施した方が効果が期待できる。

根拠法令等

水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱

No. 70
分野:その他
区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(先導的都市環境形成促進事業)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち先導的都市環境形成促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】
県に対する情報提供が不十分であるため、県が把握している地域の事情等を反映できない。

根拠法令等

先導的都市環境形成促進事業費補助金交付要綱

No. 71
分野:その他
区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(耐震対策緊急促進事業補助金)

求める措置
「空飛ぶ補助金」のうち耐震対策緊急促進事業補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】
所管行政庁に耐震化補助がある場合には、移管すれば二重行政の解消になる。

根拠法令等
耐震対策緊急促進事業制度要綱

No. 72
分野:その他
区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(スマートウェルネス住宅等推進事業(スマートウェルネス拠点整備事業、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業))

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうちスマートウェルネス住宅等推進事業（スマートウェルネス拠点整備事業、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業）について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。
【地方移管を求める理由】
県で行っている県営住宅団地再生事業と密接な関係があり、県で実施することにより事業推進効果が期待できる（施設整備に係る部分に限る）。

根拠法令等

スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(集約都市形成支援事業)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち集約都市形成支援事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支
障事例、
地域の実情
を踏まえた
必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】

地方移管により地域の特性や実情を反映したまちづくりが可能となるため

根拠法令等

集約都市形成支援事業費補助金交付要綱

No. 74
分野:その他
区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(都市安全確保促進事業費補助金)

求める措置 「空飛ぶ補助金」のうち都市安全確保促進事業費補助金交付要綱について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

【地方移管を求める理由】
地方移管により地域の特性や実情を反映したまちづくりが可能となるため。

根拠法令等 都市安全確保促進事業費補助金交付要綱

No. 75
分野:その他
区分:権限移譲

都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲
(民間まちづくり活動促進事業)

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち民間まちづくり活動促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】
国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。
特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。
については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。
【地方移管を求める理由】
県に対する情報提供が不十分であるため、県が把握している地域の事情等を反映できない。

根拠法令等

民間まちづくり活動促進事業交付要綱

No. 76
分野:その他
区分:権限移譲

生物多様性保全推進支援事業に関する事務の都道府県への移譲

求める措置

「空飛ぶ補助金」のうち生物多様性保全推進支援事業について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。

特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。

そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。

本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。

【地方移管を求める理由】

地域の実情にあった補助金活用で、県内の保全活動の活性化につながる。

根拠法令等

生物多様性保全推進支援事業実施要領
生物多様性保全推進交付金交付要綱
生物多様性保全推進交付金取扱要領

No. 77

分野:医療・福祉

区分:規制緩和

**特例により病床の新設・増床ができる事情の基準の緩和(医療法第30条の4第6項、第7項)
(知事が医療計画を達成するため、特に必要と認める場合について、特例措置の対象とする)**

求める措置

医療法30条の4第6項の規定に基づき医療法施行令5条の2で定める基準病床数の算定の特例が認められる事情を、都道府県知事が医療計画を達成するため特に必要と認める場合について、特例措置の対象とすべき。
医療法30条の4第7項の規定に基づき同施行令第5条の3で定める基準病床数の特例が認められる事情についても同じ。

具体的な支障事例、
地域の実情を踏まえた
必要性等

- ・現在、基準病床数については国の定める基準に従い算定しているが、地方ブロックごとに同一の数値を用いており、ブロック内の都道府県の人口規模や医療資源の配置状況等の違いが反映されない仕組みとなっている。基準病床数算定の特例措置の規定はあるが、都道府県知事の裁量の範囲は極めて限定的である。
- ・例えば、既存病床数が基準病床数を超過している二次医療圏でも、当該圏域の医療実情が療養病床が多く一般病床が少ない、あるいは中小病院が多く（高度）急性期医療を提供できる医療機関が少ないなどの状況にある場合、当該圏域にある病院を療養病床から一般病床（高度急性期機能）に転換させることや中小病院を統合することは事実上不可能であり、いつまでも状況を改善できない。
- ・よって、地域の実情に精通した都道府県において、知事が、医療計画にそって、地域社会に求められる医療機能を整備しようとするものについて、特に必要があると認める場合について、特例措置の対象にできるようにすべき。

根拠法令等

医療法
医療法施行令
医療法施行規則

No. 78

分野:医療・福祉

区分:規制緩和

**特例により病床の新設・増床ができる病床の種別の基準の緩和(医療法第30条の4第8項)
(医療法施行規則第30条の32の2第1項で定める病床を参酌すべき基準とする)**

求める措置

医療法第30条の4第8項の規定に基づき医療法施行規則30条の32の2第1項で定める病床を、参酌すべき基準とし、地域の实情に応じて外国人患者の受け入れ体制を整備できるように条例で基準を定めることができるようにすべき。

具体的な支障事例、
地域の实情を踏まえた
必要性等

- ・在留外国人にとって、日本語や英語が通じないことによる生活面での不安は大きいと考えられ、特に、安心して受けられる医療体制の確保は重要である。特に多くの在留外国人が暮らしている都道府県においては喫緊の課題となっている。
- ・一方で、医療機関においては、経験上、診療面でのトラブル、未収金といった問題があることから、外国人患者の受入れに必ずしも積極的でない面がある。
- ・医療機関における外国人患者の受入体制の整備を促進するためには、関係者のコンセンサスを得ながら、都道府県として必要な支援をしていくことが必要となる。
- ・その具体的な取組として、例えば、外国人患者受入れ医療機関認証制度等の認証を受けた医療機関に対する病床規制の緩和が必要である。
- ・よって、医療法施行規則30条の32の2第1項で定める病床を参酌すべき基準とし、地域の实情に応じて外国人患者の受け入れ体制を整備できるように条例で基準を定めることができるようにすべき。

根拠法令等

医療法
医療法施行規則